

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定方針

地域の景観を特徴づける建造物は、本市における良好な景観の形成上重要であることから、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要建造物の指定に向け検討していきます。

- 地域の歴史・文化が形態意匠に色濃く現れているもの又は造形の規範となっているもので、再現することが容易でないもの
- 多くの市民に親しまれているものでよく維持管理されているもの
- 優れたデザインを有し、地域のランドマークとなっているもの
- その他本市の景観形成上重要な役割を有するもの

2. 景観重要樹木の指定方針

景観形成上重要であり、道路など公共の場所から望見できる地域の景観を特徴づける樹木のうち、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要樹木の指定に向け検討していきます。

- 樹姿や樹勢が優れているもの
- 由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれ、良く維持管理されているもの
- 地域のランドマークとなっているもの
- その他本市の景観形成上重要な役割を有するもの



六華苑(国重要文化財指定)